

告 示

埼玉県告示第千十号

測量計画機関であるさいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区大字南中野及び南中丸区域

四 作業期間

平成二十九年八月三十一日から平成三十年三月十六日まで